

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

不肖の息子と縁を切り、 すべての遺産を娘に残したい

恥ずかしい話ですが、不肖の息子のことでご相談です。私たちが夫婦には娘と、3歳下の息子がいます。娘は普通に育ち、結婚して子供もおり、幸せに暮らしています。息子は大学によくやく2浪して入ったのに中退、職を転々とし、結婚もしていません。競馬やパチンコが好きで、サラ金などの借金が重なり、泣きつかれて300万円を出して債務整理をしてやったのが7年前。その3年後にはまたまた同じことになり、今度は最後までぞと念を押し、ギャンブルは止める約束をさせて、また300万円を出してやりました。その時に前分と合わせて

600万円の借用証を書かせ、遺産は放棄しますと一筆入れさせました。縁を切ったつもりだったのに、この度、息子の幼なじみが「頼まれて100万円を貸してやったが連絡が取れなくなった」と言ってきました。借用証は確かに息子の字。夫婦で謝り、返済しましたが、そのうちまた別の誰かから同じようなことを言わ

れないか、毎日おびえています。40歳にもなった息子のこと、もう関係ないよと放っておけばよいという人もいますが、他人様に迷惑はかけられません。息子が真人間になってくれるのを期待するのはもう止めました。親子の縁をどうにかして切れないでしょうか。家のほか預金が少しある程度ですが、すべて娘にと思っています。



実子と法的に絶縁することはできません。 相続について遺留分がないなどの遺言を残しましょう

それは大変なことですね。ご同情致します。

息子さんもこの先の人生が長いので、どうか普通の生活を送れるようになればよいのですが。ギャンブル依存はアルコール依存と同じで、本人がよほど強い意志を持たない限り、治すのは困難と思います。類は友を呼ぶで、悪い仲間と付き合うことで、薬物に手を出したり、犯罪に巻き込まれたりしなければよいのですが。

さて、養子であればともかく、実子と縁を切るのはほぼできないのです。親子関係には法的に、扶養義務と相続があります。今後、息子さんが病気になるったりしてどうにも立ち行かなくなった時は両親と姉は扶養義務を負います(民法877条)。福祉事務所でもまずは親や兄弟に問い合わせ、扶養できないと初めて生活保護の開始なのです。

相続ですが、家庭裁判所に推定相続人の廃除を請求でき(892条)、これは遺言でも可能ですが(893条)、子によ

る虐待、重大な侮辱その他著しい非行を要件としているので、ご相談の程度では難しいと思われれます。放棄の一筆ですが、相続放棄は予めできず、法的効力は残念ながらありません(915条)。

ですので、遺言を書いておくことくらいしかないと考えます。自筆でも公正証書でもよいのですが、気を付けてほしいことが二つあります。

一つには、妻に〇〇、娘に〇〇を相続させるとする時に、もし妻や娘がご相談者より先に亡くなった時はどうするのか。例えば妻亡き場合には娘に、娘亡き場合は〇〇にと書いておくこ

とです。もう一つは、息子さんには本来の相続分4分の1の半分、つまり8分の1の遺留分があるということ。遺留分減殺請求は、相続開始を知った時から1年の消滅時効にかかるので、請求がなければよいのですが、用心するに越したことはありません。すでに700万円を贈与済みであり(貸与は厳密には相続債権ですが)、それが息子の特別受益に当たるので、息子の遺留分はない旨書いておけば少しは役立つと思います。悩みは尽きないと思いますが、何かのきっかけで息子さんが立ち直り、これ以上災難がないように、祈っています。